



犬山市文化財保存活用地域計画（案）



目 次

序 章	1
1. 計画作成の目的	2
2. 計画作成の体制・経過	3
(1) 作成体制	3
(2) 作成経過	3
3. 計画の位置付け	5
(1) 体系図	5
4. 計画の対象範囲と計画期間	6
(1) 計画の対象範囲	6
(2) 計画期間	7
5. SDGs との関係	8

第1章 犬山市の概要	9
1. 犬山市の自然的環境	10
(1) 位置・地勢	10
(2) 気候	12
(3) 地質	13
2. 犬山市の社会的環境	14
(1) 市の沿革	14
(2) 人口動態	16
(3)-1 産業（全体）	18
(3)-2 産業（観光）	19
(4) 土地利用	20
(5) 交通	20
(6) 歴史文化施設	21
3. 犬山市の歴史的環境	27
(1) 旧石器～古墳	27
(2) 古代～中世	28
(3) 近世	29
(4) 近代・現代	31
(5) 犬山の災害史	32

第 2 章 犬山市の歴史文化資源の概要 35

1. 指定等文化財の概要	36
(1) 有形文化財	37
(2) 無形文化財	38
(3) 民俗文化財	39
(4) 記念物	40
2. 指定等以外の歴史文化資源の概要	41
(1) 有形文化財	43
(2) 無形文化財	44
(3) 民俗文化財	45
(4) 記念物	45
(5) 文化的景観	47
(6) 伝統的建造物群	47
(7) その他	
(周囲の環境、自然環境、文化財に関する歴史資料や伝承（物語）、 伝統産業・地場産業、古くからの地名、方言など)	47

第 3 章 犬山市の歴史文化の特徴 49

1. 歴史文化の特徴	50
------------	----

第 4 章 歴史文化資源の調査 53

1. 既存の歴史文化資源に関する調査の概要	54
-----------------------	----

第5章 歴史文化資源の保存と活用に関する方針と措置 61

1. 歴史文化資源の保存と活用に関する将来像・基本的方向性	62
2. 歴史文化資源の保存と活用に関する課題	63
課題1 調査研究・共有に関する課題<調査研究・共有>	63
課題2 保存に関する課題<保存>	64
課題3 継承に関する課題<継承>	66
課題4 活用に関する課題	67
3. 歴史文化資源の保存と活用に関する方針	69
方針1 歴史文化資源を理解する<調査研究・共有>	69
方針2 歴史文化資源を守る<保存>	69
方針3 歴史文化資源を伝承する<継承>	70
方針4 歴史文化資源を活かす<活用>	71
4. 歴史文化資源の保存と活用に関する措置	72
(1) 措置の表の見方	72
(2) 措置の一覧	73
方針1 歴史文化資源を理解する<調査研究・共有>	73
方針2 歴史文化資源を守る<保存>	77
方針3 歴史文化資源を伝承する<継承>	82
方針4 歴史文化資源を活かす<活用>	85

第6章 歴史文化資源の一体的・総合的な保存と活用 91

1. 関連文化財群の目的	92
2. 関連文化財群の設定	93
3. 関連文化財群及びその保存活用	93
(1) 関連文化財群と歴史文化の特徴	93
(2) 各関連文化財群に対する措置の表の見方	93
関連文化財群1 「木曽川扇状地に築かれた古代の暮らし」	94
関連文化財群2 「風土に育まれた伝統産業」	98
関連文化財群3 「犬山城下町の整備と発展」	102
関連文化財群4 「木曽川と街道が繋いだ人と物の往来」	108
関連文化財群5 「今も語り継がれる知恵や教訓」	112
関連文化財群6 「美濃と尾張の国境にのこる群雄割拠の痕跡」	116
関連文化財群7 「今も紡がれる人々の祈り」	120
関連文化財群8 「文化観光都市犬山の成り立ち」	124

第 7 章 歴史文化資源の防災・防犯 129

1. 歴史文化資源の防災・防犯に関する課題	130
(1) 想定される災害リスク	130
(2) 被害が想定される指定等文化財	133
2. 歴史文化資源の防災・防犯に関する方針	134
3. 歴史文化資源の防災・防犯に関する措置（補助）	135
4. 歴史文化資源の防災・防犯の推進体制と体制整備の方針	136

第 8 章 歴史文化資源の保存・活用に関する推進体制 137

1. 歴史文化資源の保存・活用の推進体制	138
(1) 推進体制	138
(2) 進捗管理	140
2. 体制整備の課題と取組	141
(1) 歴史文化資源の保存・活用に対する考え方	141
(2) 各主体における課題と取組	141



序 章

1. 計画作成の目的
2. 計画作成の体制・経過
3. 地域計画の位置付け
4. 計画の対象範囲と計画期間
5. SDGs との関係

1. 計画作成の目的

犬山市は、愛知県の最北端に位置する地方都市であり、現存最古と言われる国宝犬山城天守が全国的に知られている。この犬山城の城下町に残る古い町並みや地割は、国の重要無形民俗文化財である犬山祭の舞台にもなっている。このほかにも、日本ラインと呼ばれる名勝木曾川や、史跡東之宮古墳^{ひがしのみやこふん}、天然記念物ヒトツバタゴ自生地、世界かんがい施設遺産入鹿池などの豊富な文化財、歴史的・文化的・自然的資源が所在している。これらは地域の歴史や文化を理解するために不可欠な要素であるとともに、将来の歴史文化の維持・継承に必要な財産である。本市では、市内を一つの博物館として捉え、それぞれの地域が持つ歴史・文化や自然等の特性や機能を結び、関連づけることで地域のアイデンティティを育み、ひいては「犬山らしさ」を創り出すことを目的とする「全市博物館構想」を平成 14 年（2002）に策定し、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（以下、「歴史まちづくり法」という。）に基づく「歴史的風致維持向上計画（第1期）」を平成 21 年（2009）に策定し、地域住民や所有者、文化財保護活動団体とともに地域の文化財等を活かしたまちづくりを進めてきた。また、その一環として、文化財等の悉皆調査の実施や、その成果をまとめた「犬山たび（平成 27 年、平成 31 年）」を刊行するなど、市の歴史や文化を守り、それらを後世に継承するために取り組んできた。

しかしながら、全国的に進行している人口減少や少子高齢化は本市にも迫っており、伝統行事や風俗慣習などの担い手の減少、地域の歴史文化に対する関心の低下、コミュニティの希薄化などにより、これまで地域で伝え・受け継がれてきた歴史文化の保存継承が困難となりつつある。さらに、近年、頻発化・激甚化している大規模自然災害の発生や、管理者不在による建物等の老朽化、盗難・破損等の被害、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延及びそれに伴う生活のあり方の転換など、文化財等を取り巻く環境は深刻化・複雑化している。また、本市は、市内に所在する魅力的な文化財等を活用した観光都市として発展してきたが、その一方で特定の文化財等に対するイメージが強く印象付けられるなどの課題も生じている。そのため、地域に所在する数多くの文化財等が埋没してしまっている、市の本来の姿とは異なった捉え方をされている、などの課題が生じている。

このような状況を踏まえ、市内各地域に所在する文化財等の価値を市民が改めて認識し、「地域の宝」として次世代に継承することに加え、市の歴史文化の保存に対する適切な理解を促し、地域総がかりで市の活性化につなげられるよう計画的に施策を推進する必要がある。

そこで、「全市博物館構想」の考え方を引き継ぎ、市民が地域の歴史文化に対する愛着と誇りを深め、市内の各主体が市の歴史や文化の保存・活用を総合的かつ計画的に推進していくためのマスタープランかつアクションプランとして、令和2年度（2020）から令和4年度（2022）にかけて「犬山市文化財保存活用地域計画」（以下、「本計画」という。）の作成を行った。

2. 計画作成の体制・経過

(1) 作成体制

平成 30 年（2018）の文化財保護法（以下、「法」という。）の改正（平成 31 年（2019）4 月 1 日施行）を踏まえ、本市では本計画の作成に関する事項について審議する犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会を令和 2 年度（2020）に設置し、全 8 回（うち書面決議 1 回）の審議を行った。

また、本市の文化財保護審議会、歴史まちづくり連絡調整会議において審議や意見聴取を行ったほか、市民アンケート・団体アンケート、団体ヒアリング等の実施、市民説明会の開催などにより、市民からの直接聴取を行いながら、計画を作成した。

(2) 作成経過

作成経過の概要は以下のとおり。

期日等		実施概要
令和 2 年度 (2020)	4 月 1 日	犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の設置
	10 月 23 日	第 1 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・意見聴取
	2 月 25 日	第 2 回犬山市文化財保護審議会での報告・説明
	2 月 26 日	第 2 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・意見聴取（書面開催）
令和 3 年度 (2021)	7 月 19 日	第 3 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・審議・意見聴取
	8 月 10 日～ 8 月 31 日	犬山市の文化財に関する市民アンケートの実施 （対象 18 歳以上の市民 2,000 人）
	9 月 10 日	第 1 回犬山市文化財保護審議会での報告・説明（書面開催）
	9 月 9 日～ 9 月 30 日	犬山市の文化財に関する団体アンケートの実施 （対象市内の文化財の保存と活用や地域に関わる活動をする団体 49 団体）
	11 月 5 日	第 4 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・審議・意見聴取
	12 月 17 日～ 2 月 7 日	文化財の保存と活用や地域に関わる団体へのヒアリング （対象団体アンケートに回答した 47 団体のうち 20 団体）
	1 月 13 日	歴史まちづくり連絡調整会議の開催・意見聴取
	2 月 21 日	第 5 回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・審議・意見聴取
	3 月 22 日	第 2 回犬山市文化財保護審議会での報告・説明（書面開催）

期日等		実施概要
令和4年度 (2022)	7月20日	第6回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・審議・意見聴取
	8月24日	第1回犬山市文化財保護審議会での報告・説明
	12月2日	第7回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・審議・意見聴取
	1月29日	市民説明会の開催
	1月31日	歴史まちづくり連絡調整会議の開催・意見聴取
	2月1日	第2回犬山市文化財保護審議会での報告・説明
	2月7日	第8回犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会の開催・審議・意見聴取
	2月21日～3月15日	パブリックコメントの実施

犬山市文化財保存活用地域計画策定委員会 委員名簿

NO.	職名	氏名	所属	備考(交代時期)
1	委員長	赤塚 次郎	犬山市文化財保護審議会 副会長	
2		筧 真理子	公益財団法人 犬山城白帝文庫 学芸員	
3		鬼頭 秀明	文化庁文化審議会 専門委員	
4		佐藤 正知	元文化庁主任調査官 (史跡部門)	
5		村上 恵美子	元犬山市教育委員	
6		四辻 秀紀	名古屋経済大学 犬山学研究センター 副センター長	
7		奥村 好樹	犬山商工会議所 専務理事	
8		中田 哲夫	一般社団法人 犬山市観光協会 専務理事	
9		丸山 和成	犬山歴史研究会 会長	
10		望月 友恵	特定非営利活動法人 古代瀬波の里・ 文化遺産ネットワーク 主任研究員	
11		川口 佐織	愛知県県民文化局文化部 文化芸術課文化財室 室長	令和2年4月1日～ 令和3年3月31日
12		洲崎 和宏	愛知県県民文化局文化部 文化芸術課文化財室 室長補佐	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日
13		浅岡 宏司	愛知県県民文化局文化部 文化芸術課文化財室 主査	令和4年4月1日～

犬山市文化財保護審議会 委員名簿

令和5年3月31日

NO.	役職	氏名	所属	専門分野
1	会長	長谷川 良夫	特定非営利活動法人 犬山城下町を 守る会 理事長	有形文化財(建造物)
2	副会長	赤塚 次郎	特定非営利活動法人 古代瀬波の 里・文化遺産ネットワーク 理事長	有形文化財(考古・歴史資料) 記念物(遺跡)
3		小嶋 毅	犬山歴史研究会 顧問	有形文化財(歴史資料)・ 民俗文化財
4		林 進	特定非営利活動法人 犬山里山 学研究所 理事長	記念物(植物)

3. 計画の位置付け

本計画は、法第 183 条の3に基づき、文化財の保存と活用を総合的に推進する法定計画として位置付けられる。また、愛知県の「文化財保存活用大綱」をはじめ、本市の最上位計画である「犬山市総合計画」、教育分野の上位計画にあたる「犬山市教育大綱」との整合性を図りつつ、関連計画などと連携・調整しながら推進するものである。

(1) 体系図

計画の体系図は以下のとおり。なお、上位・関連計画の詳細は、「資料編」に掲載している。

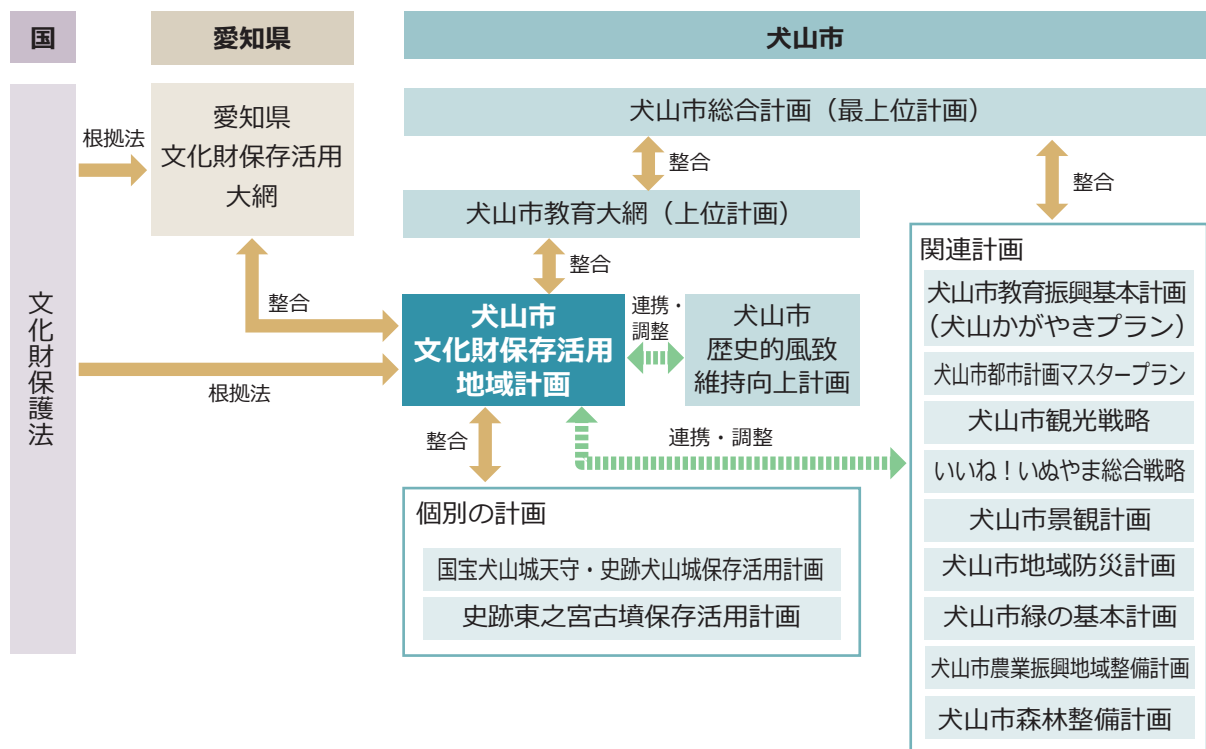


図 1 体系図

4. 計画の対象範囲と計画期間

(1) 計画の対象範囲

法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と定めており、法第2条で規定される6類型や埋蔵文化財及び文化財の保存技術を「文化財」と定義する。このうち、国、県又は市から指定・選定を受けた文化財や、文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録する「登録文化財」に対しては、様々な保護措置が図られている。本計画では、これらをまとめて「指定等文化財」とする。

表1 文化財

文化財保護法第2条で規定される文化財（6類型）	有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
	無形文化財	演劇、音楽、工芸技術、その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
	民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
	記念物	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの
	文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの
	伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの
その他	埋蔵文化財	土地に埋蔵されている文化財
	文化財の保存技術	文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能

一方、本市には、現在に至るまで文化財として認識されてこなかったものの、地域の人々が大切に思い、地域の文化にとって重要な意味を持つ歴史的・文化的・自然的資源が数多く存在している。これらは、法に定める「文化財」の定義に必ずしも当てはまるものではないが、本市の歴史や文化、風土等を語る上でなくてはならないものである。

そこで本計画では、法で定義される「文化財」に加えて、「伝統産業・地場産業」、「歴史的に継承されてきた音や香り」、「古くからの地名」、「方言」などの「文化財」に収まらない、または収まりにくい要素、さらには、古くから水運・交通の要所及び観光地として発展してきた本市を特徴付ける交通・水利施設や歴史文化・観光施設なども対象とする。また、「歴史文化基本構想策定技術指針」において、「文化財と一体となって歴史文化を構成する文化財の周辺環

境」として位置付けられる「自然環境」、「周囲の景観」、「文化財を支える人々の活動」、「文化財を維持・継承するための技術」、「文化財に関する歴史資料や伝承（物語）」などについても、それ自体が資源として保存・活用を図るべきものと捉え、それらの総体を「歴史文化資源」と呼称して、未来へ繋げていくことを目的とする。

そして、これら歴史文化資源が相互に関係し合い、一体となることで、犬山市の歴史文化が形成されるものとする。

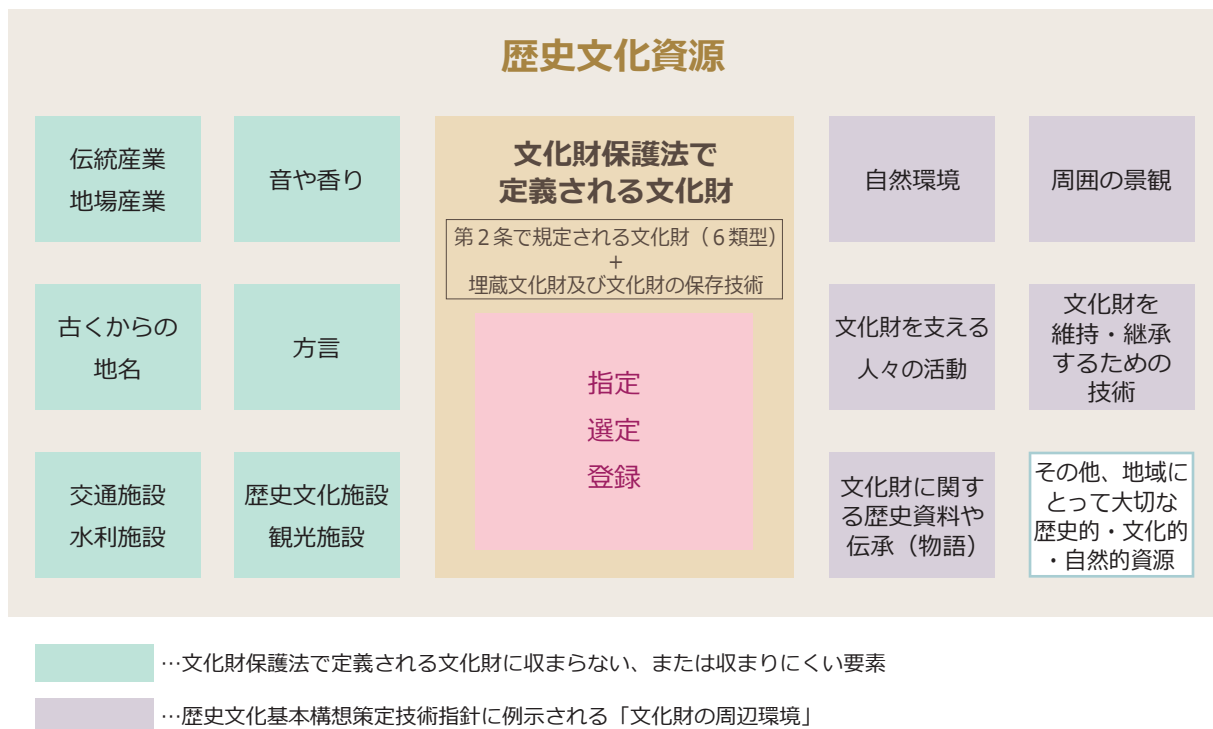


図2 歴史文化資源イメージ図

（2）計画期間

計画期間は、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）の10年間とするが、計画の進捗状況などを毎年度確認するとともに、本市を取り巻く社会情勢、法令・国の施策等及び歴史文化資源の状況により、計画期間内であっても適宜見直しを図る。

見直しの結果、計画期間の変更、市町村の区域内に存する歴史文化資源の保存に影響を及ぼすおそれのある変更、本計画の実施に支障を生じるおそれのある変更が生じた場合は、改めて文化庁長官による認定を受ける。

そのほか、軽微な変更が発生した場合は、愛知県を通じて文化庁に報告するものとする。

5. SDGs との関係

SDGs とは、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略であり、2015 年 (平成 27 年) 9 月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標を指す。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」を基本理念としている。

採択から7年が経過した現在において、経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組み、持続可能な世界の実現を目指す SDGs が果たす役割はますます大きくなっている。そのため、本計画においては、SDGs との関連が深い「4. 質の高い教育をみんなに」「11. 住み続けられるまちづくりを」「15. 陸の豊かさも守ろう」「17. パートナリーシップで目標を達成しよう」の4つのゴールを位置付け、これらの達成も意識しながら取組を進める。

